

《既承認施設基準等》

施設基準とは、医療法で定める医療機関及び医師等の基準の他に、健康保険法等の規程に基づき厚生労働大臣が定めた、保険診療の一部について、医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等を評価するための基準になります。当院では、以下の施設基準に適合しています。

- 一般病棟入院基本料 （急性期一般入院料 4）
- 救急医療管理加算
- 診療録管理体制加算 3
- 医師事務作業補助体制加算 1（50:1 補助体制加算）
- 医療安全対策加算 2
- 感染対策向上加算 3
- 二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
- 病棟薬剤業務実施加算 1
- データ提出加算 1
- 認知ケア加算 3
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 入退院支援加算 2
- 薬剤管理指導料
- 特定入院料 （回復期リハビリテーション病棟入院料 3）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) (脳Ⅱ)
- 運動器リハビリテーション料 (Ⅰ) (運Ⅰ)
- 小児運動器疾患指導管理料
- 看護職員処遇評価料
- 外来ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 入院ベースアップ評価料
- 入院時食事療養 1

(管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。)

※入院時食事療養費・標準負担額：490 円（1食につき）

《認定・認定施設》

- ◆ 公益社団法人日本整形外科学会 研修施設